

報告事項（3）市民社会スペースについて

議題提案者：

谷山博史（国際協力 NGO センター／ODA 政策協議会コーディネイター）

議題論点

現在、世界的に市民社会の活動領域が、各国政府の政策により狭められているという危機感を抱いている NGO が先進国・途上国問わず多く存在する。

ウェブサイト「CIVICUS Monitorⁱ」によれば、ドイツを除く全ての G20 参加国で市民社会の活動領域が狭められ、あるいは市民社会への暴力的な抑圧が起こっている。草の根運動から大規模な市民社会組織に至るまで、平和的かつ民主的に活動している市民社会組織とその職員が、過度な誹謗中傷や脅迫、逮捕、銀行口座の凍結、活動許可の取り消し、ウェブサイトの閉鎖、行政への登録の強制、事務所の閉鎖などに直面している。多くの市民社会活動家が失踪し、または殺人の被害者となっており、現在活動している市民社会活動家は、生命の危機に脅えざるをえない状況である。

ここ数年、市民社会組織へのこのような傾向が続いていることは、市民社会や先進的な取り組みを行う政府、先見的なビジネスを行う企業、フィランソロピー、メディアなどに深刻な懸念を引き起こしている。グローバルなコミュニティが貧困や拡大する不平等、暴力の過激化、気候変動などに対峙する中で、市民社会がこれらの問題にますます積極的に関与することが必要とされている。

このような状況の中、日本政府として「持続可能な 2030 アジェンダ（SDGs）」を推進するに当たり、昨年 12 月に策定した「SDGs 実施指針」において、国内の施策として、交通安全・子どもの不慮の事故・児童の性的搾取・組織犯罪・人身取引・児童虐待への対策、法の支配の促進、総合法律支援の充実を挙げており、他方、国外の施策として、国連平和維持活動、能力構築支援、開発途上国等に対するテロ対策・治安改善支援、日本法令の外国語訳、刑事司法関係実務者への研修、開発途上国に対する法制度整備支援を挙げています。

これらを見ると、SDGs 実施方針の具体的施策からは市民社会の活動領域の拡充に関する記述が抜け落ちており上記のような市民社会が抱える懸念へどのように対処するのかが読み取れない。

現在、人道支援に従事する NGO 職員の渡航に際して、一般渡航者向けの安全基準が一律に適用されるなど、人道危機が発生している地域への渡航制限が行われている。レベル 4 の退避勧告の場合は原則渡航が認められず、レベル 3 の渡航中止勧告の場合も一定の渡航制限がかけられており、南スーダンにおいても、邦人職員は、駐在や出張が認められない状況となっているⁱⁱ。

また、「国境なき記者団」が 4 月 26 日に発表した 2017 年の「報道の自由度ランキング」において日本は 180 か国中 72 位となり、主要国（G7）のなかで最下位となった。これに関連し、2013 年に成立した特定秘密保護法によって政府の活動に関わる重要な情報が秘匿され、市民の知る権利が奪われること、法律存在そのものが市民社会の活動を萎縮させる

こと、その結果、市民社会の健全な発展が阻害されることが懸念されている。国連自由権規約委員会においても、秘密に特定できる事項に関する定義が広く曖昧であること、秘密指定に関して一般的な条件を含んでいること、そしてジャーナリストや人権擁護者の活動に深刻な萎縮効果を及ぼしうる重い刑罰を課していることに対する懸念が報告されている。

また、SDGs ゴール 16「平和と公正をすべての人に」でも掲げられている平和の社会の構築には、市民社会の自由な活動が必要不可欠である。この点について、最近の市民社会組織の動きを報告したい。

出席を求める外務省担当部局及び担当者

総合外交政策局人権人道課、地球規模課題総括課、国際協力局民間援助連携室

以上

ⁱ 南アフリカ共和国に本部を置く市民社会組織「CIVICUS」が運営するウェブサイト。世界中での市民社会の活動に関する情報を収集し、分析している。 <https://monitor.civicus.org/>

ⁱⁱ 詳細は NGO 安全管理イニシアティブ (JaNISS) ウェブサイトを参照のこと。
<https://janiss.net/wpJN/wp-content/uploads/2016/12/2929381177caee90776ea313e2d473e8.pdf>